

健康増進法が改正されました。

STOP! 望まない受動喫煙!



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

テーマ別を探す | 報道・広報 | 政策について | 厚生労働省について

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 受動喫煙対策

健康・医療 | **受動喫煙対策**

- 健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号) 概要
- 受動喫煙対策により、現状がどのように変わるのか
- 国及び地方公共団体の責務について
- 改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について
- 従業員に対する受動喫煙対策について
- 施行スケジュールについて
- 参考資料

健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号) 概要

健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号) 概要

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度

長崎大学は **敷地内全面禁煙** です。

『敷地外で吸えばセーフ』ではなく、個人のモラルやマナーが問われています！**敷地外であっても、公道や大学正門前など喫煙にふさわしくない場所での喫煙は、絶対にやめてください。**

長崎大学の学生と教職員を対象にした無料禁煙外来については保健センターのホームページでご確認ください。

保健センター



<http://www.hc.nagasaki-u.ac.jp/>



長崎大学